

## 議案第33号

## 控訴の提起に関する専決処分について

地方自治法第179条第1項の規定により、原告[ ]被告福岡市外1名間の福岡地方裁判所平成29年（ワ）第1660号損害賠償請求事件の判決に対し控訴を提起することについて、平成31年4月10日次のように専決処分した。

## 1 控訴の相手方

福岡市博多区 [ ]  
[ ]

## 2 控訴の要旨

- (1) 原判決中、本市の敗訴部分を取り消す。
  - (2) 相手方の請求を棄却する。
  - (3) 訴訟費用は、第1審、第2審ともに相手方の負担とする。
- との判決を求める。

## 3 事件の概要

- (1) 平成29年5月26日、相手方は、次のように主張し、本市及び東平尾公園の指定管理者である公益財団法人福岡市緑のまちづくり協会（以下「協会」という。）を被告として、福岡地方裁判所に対し、連帯して41,154,506円の損害賠償金の支払を求める訴えを提起した。

ア 平成25年12月30日午前8時頃、相手方が、東平尾公園内の広場から通路へ向けて歩行中、広場と通路の間に設置されていた側溝のグレーチング蓋に足を乗せたところ、当該グレーチング蓋が固定されていなかったためにグレーチング蓋ごと側溝内に転落・転倒して負傷し、損害が生じた。

イ 本件事故は、グレーチング蓋を固定していなかったこと等について、本市及び協会に管理のかしがあったため生じたものである。

- (2) これに対し、本市は、次の理由により応訴していた。

ア 相手方の主張は不自然又は不明確であり、本件事故の態様が明らかにされておらず、グレーチング蓋の管理のかしを論じる以前において理由のないこと。

イ グレーチング蓋はずれていなかったか、仮にずれていたとしてもそのずれはわずか

であり、相手方が足を踏み込んでも動くような状態ではなく、通常有すべき安全性を欠いていたとはいえないこと、仮にグレーチング蓋が大きくずれており相手方が足を踏み込んだ際に動くような状態であったとしても、あえてそのようなところに足を踏み込んだ相手方の歩行態様は異常なものであったことから、グレーチング蓋の管理のかしがあるとはいえないこと。

- (3) 平成31年3月29日、福岡地方裁判所は、グレーチング蓋の管理のかしがあったとして、本市及び協会に対し連帯して8,089,147円の損害賠償金の支払を命じる等の判決を言い渡した。
- (4) 本市は、原判決の判断に不服があるので、控訴の要旨記載のとおり判決を求めて福岡高等裁判所に対し控訴を提起するものである。

上記について地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年6月13日

福岡市長 高 島 宗 一 郎